

まちからのお知らせ、生活に関する制度について

ホットライン



介護 みんなで支える介護保険 No137

問 保健福祉課 介護保険係 **25**476-1111(136)

◆消費税増税に伴う区分支給限度額基準の改定について

平成26年4月1日(火)からの消費税の引き上げにより、介護サービスにおいてもサービス費用の引き 上げがなされ、介護報酬(介護サービス事業者に支払われる報酬)の改定が行われました。このことに伴い、 区分支給限度基準額(1割負担で済む1か月あたりの限度額)も下記のとおり変更になりました。

介護報酬の引き上げに伴い、本人またはご家族のご負担が増加することになりますので、必要に応じた サービス利用を行いつつ、過剰なサービス利用によって本人の自立した生活を損なうことのないよう、介護 支援専門員(ケアマネジャー)等と十分に話し合いを行い適正な介護サービスの利用に努めましょう。

【1単位=10円】

要介護状態区分	【これまで】 区分支給限度基準額 (1か月の限度額)	【平成26年4月1日から】 区分支給限度基準額 (1か月の限度額)	引き上げ額
要介護 1	165,800円	166,920円	1, 120円
	(16,580単位)	(16,692単位)	(112単位)
要介護 2	194,800円	196,160円	1,360円
	(19,480単位)	(19,616単位)	(136単位)
要介護3	267,500円 (26,750単位)	269,310円 (26,931単位)	1,810円 (181単位)
要介護 4	3 0 6, 0 0 0 円 (30,600単位)	308,060円 (30,806単位)	2,060円 (206単位)
要介護 5	358,300円	360,650円	2,350円
	(35,830単位)	(36,065単位)	(235単位)
要支援 1	4 9, 7 0 0円	5 0, 0 3 0 円	3 3 0 円
	(4,970単位)	(5,003単位)	(33単位)
要支援2	104,000円 (10,400単位)	104,730円 (10,473単位)	7 3 0 円 (73単位)

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告(利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分)

第1号被保険者(65歳以上の人)		4,844人	平成26年2月末日 現在
要介護(支援)認定者		938人	
おがった。	在宅介護サービス費	38, 317, 676円	平成26年1月の 給付実績
	施設介護サービス費	55, 916, 775円	
	その他(介護予防サービス費も含む)	30,396,140円	
	介護サービス費 合計	124,630,591円	